

## 第6回 建設業の一人親方問題に関する検討会

日時：令和4年3月9日13時～

会場：3号館3階第一会議室

### 議 事 次 第

1. 開 会
2. 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂案及び併せて発出する通知文について
3. 今後の一人親方対策について
4. 閉 会

(配布資料)

資料1 建設業の一人親方問題に関する検討会を踏まえた下請指導ガイドラインの改訂案

資料2 下請指導ガイドラインの改訂に併せて発出する通知文について（非公表資料）

資料3 今後のスケジュール（非公表資料）

参考資料 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン改訂案」新旧対照表

# 一人親方検討会の議論を踏まえた 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂案

---

## 一人親方について

### ○建設業界として目指す一人親方の基本的な姿

- ・請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主
  - 技能とは、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムのレベル3相当）の能力を有すること等
  - 責任とは、建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守することや、適正な工期及び請負金額での契約締結、請け負った工事の完遂、他社からの信頼や経営力があること等

### ○一人親方が建設企業と請負契約を締結している場合

建設工事の完成を目的とした請負契約に当たる場合

- ・建設業法令を遵守し、見積書を事前に交わすこと、書面契約の徹底をすること

建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合

- ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること
- ・建設工事の完成を目的とした請負契約ではないため、建設業法の適用を受けないことに留意

## 元請企業の役割と責任

### ○下請企業が一人親方に対して再下請負をしている場合 → 「働き方自己診断チェックリスト」の活用を促し働き方の確認を行う

チェックリストの項目にあまり該当しない  
⇒労働者に当てはまらない働き方

元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図の作成を行う

次のような一人親方に発注している企業については雇用契約の締結、社会保険の加入及び法定福利費の確保を促す

- ①10代の一人親方
- ②経験年数3年未満の一人親方
- ③働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの

※上記①②は未熟な技能者の処遇改善や技能向上の観点からひとまずは雇用関係へ誘導していく方針

※再三の指導に応じず、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取扱い

## 元請企業の役割と責任

## 下請企業の役割と責任

### ○元請企業・下請企業が一人親方と直接、請負契約を締結している場合

建設工事の完成を目的とした請負契約に当たる場合

- ・建設業法令を遵守し、見積書を事前に交わすこと、書面契約の徹底をすること
- ・請負金額に雇い入れている同種の社員の賃金に必要な経費を加えた適切な報酬が支払われるよう努めるべき

一人親方との契約の形式が請負契約であっても、実態が元請（下請）企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合

- ・当該契約を履行するうえで働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと
- ・建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意

### ○元請企業・下請企業の令和8年度以降の対応

→ 一人親方に対して「働き方自己診断チェックリスト」の確認事務の軽減を図るため、不適正な一人親方の目安の運用を目指す

働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、「適正でない一人親方の目安」を策定することを目指す。そのため、働き方自己診断チェックリストの活用のあり方等について、本ガイドラインの運用状況等を踏まえつつ更なる検討を行い、令和5年度末を目途に一定の道筋を示す。

## 一人親方について

「第1. 趣旨」に中間取りまとめで示した一人親方について文章を追加

- ◎ 一人親方とは、請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主。
- ◎ 技能として、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムのレベル3相当）の能力があること等が望まれ、また、責任とは、建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守すること、適正な工期及び請負金額での契約を締結していることや、請け負った工事の完遂がされること、他社からの信頼や経営力があること等が望まれる

## 元請企業の役割と責任

「(9) 一人親方の実態の適切性の確認」を新設

①一人親方の実態を確認する必要性

- ◎ 元請企業は労災保険料の適切な算出や、令和6年4月1日以降に適用される時間外労働規制の導入への対応に向けて、当該作業員が、工事を請け負う個人事業主として現場に入場するのか、実態が雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として現場に入場するのか十分確認することが必要である。

②適切な施工体制台帳等の作成義務

- ◎ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切であることを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。確認には別紙4の働き方自己診断チェックリストを参考にすること。その結果、個人事業主としての一人親方と考えられる場合には、元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図を作成すること。

## 元請企業の役割と責任

- ③明らかに実態が雇用労働者であるにもかかわらず一人親方として仕事をさせている企業への対応
- ◎ 元請企業は、明らかに実態が雇用労働者でもあるにもかかわらず一人親方として仕事をさせている企業は、社会保険関係法令、労働関係法令や税法等の各種法令を遵守していないおそれがあることに留意すること。実態が雇用労働者でもあるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例として次のような場合が考えられる。
  - ア 年齢が10代の技能者で一人親方として扱われているもの
  - イ 経験年数が3年未満の技能者で一人親方として扱われているもの
  - ウ 働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの
- ◎ ア及びイについては未熟な技能者の処遇改善や技能向上の観点からひとまずは雇用関係へ誘導していく方針とする。
- ◎ ア～ウに該当する場合、元請企業は当該建設企業に雇用契約の締結、働き方に合った社会保険の加入及び法定福利費の確保を促すこと。その際に、法定福利費等の追加見積り等がなされた場合、元請企業と下請企業で十分に協議を行う必要がある。なお、再三の指導に応じず、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取扱とすること。
- ④元請企業が直接、一人親方と請負契約を締結する場合
- ◎ 建設業法を遵守し取引の適正化に努めること。そのため、見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底すること。また、建設工事を請け負う一人親方との請負契約は、請負金額に雇い入れている同種の社員の賃金に必要な経費を含めた適切な報酬が支払われるよう努めるべきである。
- ◎ なお、一人親方との契約の形式が請負契約であっても、実態が元請企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的としたものではなく、建設業法の適用を受けないことに留意すること。一人親方との契約を締結する前に、働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。

## 元請企業の役割と責任

- ⑤ 自社の労働者である社員として扱うことが適切でないと考えられる例の記載
  - ◎ 雇用契約を締結していないにもかかわらず、自社の労働者である社員とすることも適正とは言えない。具体的には次のような例が考えられる。
    - ア 請負契約を締結し、社会保険にも加入していないが、例えば会社のヘルメットやユニホーム、名刺等を支給され、表向きは社員と呼ばれているもの
    - イ 雇用契約を締結しておらず、社会保険も加入していないが、作業員名簿上は社員（雇用）とされているもの
  - ◎ 上記ア及びイの場合については、働き方の実態を働き方自己診断チェックリストで確認した上で、実態に合った取扱いとすべきである。具体的には、実態が労働者に当てはまるような働き方になっているのであれば、適切に雇用契約を締結し、労働関係法令、社会保険関係法令等の各種法令を遵守することが必要である。
- ⑥ 令和8年度以降の対応
  - ◎ 働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、「適正でない一人親方の目安」を策定することを目指す。そのため、働き方自己診断チェックリストの活用のあり方等について、本ガイドラインの運用状況等を踏まえつつ更なる検討を行い、令和5年度末を目途に一定の道筋を示す。

## 下請企業の役割と責任

### 「(2) 雇用する労働者の適切な社会保険への加入と一人親方への対応」

- ① 一人親方への対応
  - ◎ 施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、一人親方との関係を正しく認識した上で記載する必要があるため、「第2 元請企業の役割と責任 (9) 一人親方の実態の適切性の確認」に則り、適切な対応を図ること。
  - ◎ また、働き方自己診断チェックリストの活用を機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うこと。

## 一人親方について

### 「第4 一人親方について」を新設

※本ガイドラインは元請企業と下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであるが、一人親方について、建設業界として目指す一人親方の基本的な姿や一人親方が事業を継続するうえで必要と考えられる事項について明記するため新設

#### ①働き方自己診断チェックリストを活用する場合

- ◎ 建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とするものには当たらず、建設業法の適用を受けないことに留意すること。
- ◎ 働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう建設企業に求めること。なお、当該建設企業が雇用契約の締結や社会保険の加入等に必要な手続に応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

#### ②一人親方が事業者の立場として建設企業と請負契約を締結する場合

- ◎ 一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めること。
- ◎ その際は、見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならない。
- ◎ なお、現場作業の進め方等は一人親方に裁量があるが、元方事業者には関係請負人に対して労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に違反しないよう必要な指導を行う義務が課されているため、当該指導には従う必要があることに留意すること。

## 別紙4 働き方自己診断チェックリスト

記入日<sup>1</sup>: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 チェックリスト記入者: \_\_\_\_\_  
 契約の相手方/担当者<sup>2</sup>: \_\_\_\_\_

<b>Point 1 依頼に対する諾否</b> 仕事先から仕事を頼まれたら、 断る自由はありますか？	<b>A</b> <input type="checkbox"/> 自分に断る自由がある <b>B</b> <input type="checkbox"/> 自分に断る自由はない
<b>Point 2 指揮監督</b> 日々の仕事の内容や方法はどのように 決めていますか？	<b>A</b> <input type="checkbox"/> 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に 自分の裁量で決定する <b>B</b> <input type="checkbox"/> 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の 具体的な指示を受けて働く
<b>Point 3 拘束性</b> 仕事先から仕事の就業時間 (始業・終業)を決められていますか？	<b>A</b> <input type="checkbox"/> 基本的には自分で決められる <b>B</b> <input type="checkbox"/> 会社などから具体的に決められている
<b>Point 4 代替性</b> あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を 代わりに人に行わせることはできますか？	<b>A</b> <input type="checkbox"/> 代役を立てることも認められている <b>B</b> <input type="checkbox"/> 代役を立てることは認められていない
<b>Point 5 報酬の労務対償性</b> あなたの報酬(工事代金又は賃金)は どのように決められていますか？	<b>A</b> <input type="checkbox"/> 工事の出来高見合い <b>B</b> <input type="checkbox"/> 日や時間あたりいくらで決まっている
<b>Point 6 資機材等の負担</b> 仕事で使う材料又は機械・器具等は 誰が用意していますか？	<b>A</b> <input type="checkbox"/> 自分で用意している <b>B</b> <input type="checkbox"/> 会社が用意している
<b>Point 7 報酬の額</b> 同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、 報酬の額はどうか？	<b>A</b> <input type="checkbox"/> 正規従業員よりも高額である <b>B</b> <input type="checkbox"/> 正規従業員と同程度か、 経費負担を引くと同程度よりも低くなる
<b>Point 8 専属性</b> 他社の業務に従事することは可能ですか？	<b>A</b> <input type="checkbox"/> 自由に他社の業務に従事できる <b>B</b> <input type="checkbox"/> 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社 の仕事だけに長期にわたって従事している



記入日<sup>1</sup>: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 チェックリスト記入者:  
 契約の相手方/担当者<sup>2</sup>:

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下①②の者が使用することを想定している。

- ①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方
- ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業

1 一人親方は、契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業は工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。

2 チェックリスト記入者が一人親方の場合、直接請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。一人親方と直接、請負契約を締結する事業者がチェックリスト記入者となる場合は一人親方の氏名を記載する。

3 働き方を確認し、チェックリストのBが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。

4 電子データでの提出可



働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下①②の者が使用することを想定している。

- ①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方
  - ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業
- 1 一人親方は、契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。一人親方と直接、請負契約を締結する事業者は工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。
  - 2 チェックリスト記入者が一人親方の場合、直接請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。一人親方と直接、請負契約を締結する事業者がチェックリスト記入者となる場合は一人親方の氏名を記載する。
  - 3 働き方を確認し、チェックリストのBが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。
  - 4 電子データでの提出可

## <今後のスケジュール>

日時	内容
3月9日	第6回「建設業の一人親方問題に関する検討会」の開催 ○ 改訂時に発出する通知文について意見交換 ○ 働き方自己診断チェックリストの運用の確認 ○ 令和8年度以降の対応に関する意見交換 等
3月10日 ～ 3月30日	・パブリックコメントの結果を公表 ・改訂にかかる通知文を発出
4月1日	「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」改訂施行